

事業者の皆さんに守ってほしい 訪問購入(買取)ルール

= 事業者向けガイド =



訪問購入とは

事業者が、店舗や営業所以外の場所（例えば、一般消費者の自宅等）で物品の購入契約を締結して物品の買取りを行うことをいいます。

訪問購入をする場合は、特定商取引に関する法律（特定商取引法）で定められた事項を守らなければなりません。

ただし、次の場合は特定商取引法の訪問購入の対象外となります。

～対象外となる物品の例～

- 売り主の利益を損なうおそれがないと認められる物品
家電(携行が容易でない物品：冷蔵庫、ミシン、食器洗い機等)、家具
- 流通が著しく害されるおそれがあると認められる物品
自動車(二輪を除く)、有価証券、書籍、CD、DVD、ゲームソフト等

～対象外となる取引～

- 営業のため、又は営業として締結するもの
- 海外にいる人に対する訪問購入
- 国又は地方公共団体が行う訪問購入
- 事業者がその従業員に対して行う訪問購入

特定商取引法における主なルール

消費者の依頼のない
勧誘・訪問は禁止です



ここがポイント！

訪問購入の飛び込み勧誘は禁止です。消費者からの査定依頼があっても査定を超えた勧誘はできません。

訪問したらまず事業者名、
物品の種類等を伝えましょう



ここがポイント！

消費者に依頼されて訪問する場合でも、勧誘に先立って、事業者名や物品の種類等を明示しなければなりません。

断られたときは勧誘を
ただちに止めましょう



ここがポイント！

買取契約を断った人に継続して勧誘したり、再び住宅を訪問して勧誘することは禁止です。

申込みを受け、又は契約を締結した
ときは、適正な書面を交付しましょう



ここがポイント！

物品の種類や特徴、購入価格、引渡拒絶やクーリング・オフに関する事項など法律で定められた事項を記載した書面を交付しましょう。記載事項は次のページをご覧ください。

売り主のクーリング・オフの権利を侵害してはいけません

クーリング・オフ



ここがポイント！

書面交付から8日間のクーリング・オフ期間内に、売り主が申込みの撤回や契約の解除をする場合は、無条件で応じなければなりません。

- ◆ 売り主は、クーリング・オフ期間内は物品の引渡を拒否できます。迷惑なやり方等で物品の引渡しをさせることは禁止です。
- ◆ クーリング・オフ期間に、売り主から物品の引渡を受ける場合は、売り主に対し、物品の引渡を拒むことができる旨を告げなければなりません。
- ◆ クーリング・オフ期間に物品を第三者に引き渡す場合は、第三者にクーリング・オフの対象物品であることを書面で通知し、さらに売り主には第三者への引渡に関する事項を通知しなければなりません。

その他にも、

- ・ うそを告げたり、契約に関わる重要な事項を伝えずに勧誘し契約を締結させることや、
- ・ 迷惑を覚えさせる方法や脅すような方法で勧誘を行ったり、契約の解除を妨害することなどが禁止されています。



◎ 訪問購入の詳細は、消費者庁ホームページをご確認ください。



『消費者に交付する書面』

事業者が売り主である消費者に交付しなければならない申込書面や契約書面については、特定商取引法で記載事項が定められています。以下に主な内容を挙げますので参考にしてください。

(文字の大きさは、日本産業規格に規定する8ポイント以上の大きさに定められています。)

- ◎申込書面・・・契約前、契約の申し込みがあった場合に、直ちに交付するもの
- ◎契約書面・・・契約後、遅滞なく(3～4日以内に)交付するもの

【訪問購入の書面に記載しなければならない事項】

- ①書面の内容を十分に読むべきこと(赤字で記載し赤枠で囲む)
- ②物品の種類
- ③物品の購入価格
- ④代金の支払い時期及び方法
- ⑤物品の引渡時期及び方法
- ⑥契約の申込みの撤回または契約の解除に関する事項
- ⑦事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
- ⑧担当者氏名(必ずフルネーム(氏名)を記載)
- ⑨申込みまたは契約締結年月日
- ⑩物品名
- ⑪物品の特徴
- ⑫物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載あるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- ⑬契約の解除に関する定めがあるときには、その内容
- ⑭そのほか特約あるときには、その内容
- ⑮上記⑥⑬の他、クーリング・オフに関する事項*とクーリング・オフ期間内の物品引渡の拒絶に関する事項(赤字で記載し赤枠で囲む) ※クーリング・オフに関する事項には、書面のほか電子メール等の電磁的記録による発信が可能である旨の記載が含まれる。

事業者が違反行為をした場合、特定商取引法では行政による指示又は業務停止命令や懲役、罰金等の罰則が定められています。

静岡県では、静岡県消費生活条例を定めています。
静岡県内で営業を行う場合には、特定商取引法の規制を受ける取引に限らず、静岡県消費生活条例を守る必要があります。

静岡県消費生活条例で禁止される主な行為

- ◇商品等の販売、購入若しくは提供等の目的を隠して又は商品等の取引以外のことを主要な目的であるかのように告げ、若しくは表示して、消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を営業所等に誘引する行為
- ◇商品等の取引に際し、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、電話をかけ、若しくは訪問する行為
- ◇消費者の判断力の不足に乗じて、消費者に不利益をもたらすおそれがある契約の締結を勧誘する行為
- ◇商品等の購入、設置若しくは利用又は物品の売却、回収若しくは放棄が法令等に基づき義務づけられていると誤認させるような言動又は表示を用いる行為
- ◇自ら官公署、公共的団体等の職員であると誤認させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体等の許可、認可、後援等を得ていると誤認させるような言動等を用いる行為
- ◇消費者を威迫して困惑させ、又は迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘する行為
- ◇消費者がした意思表示と異なる内容の契約書面を作成して、消費者に著しい不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為

※ 静岡県消費生活条例における禁止行為はについて、詳しくは静岡県ホームページをご覧ください。

静岡県では、特定商取引法の対象となる事業者向け動画を【YouTube】により公開中です。
適正な営業活動を行うため、是非御覧ください。

◎営業活動のルール（基本のキ）
動画時間 7分21秒



◎営業活動のルール（訪問販売編）
動画時間 7分4秒



参考となるホームページ

◎消費者庁ホームページ
特定商取引法ガイド



◎経済産業省ホームページ
消費者行政の推進



◎静岡県ホームページ
静岡県消費生活条例



◎静岡県ホームページ
静岡県消費生活条例における
禁止行為
(告示 不当な取引行為の指定)



事業者の皆さんに守ってほしい訪問購入ルール

2023年9月1日発行

編集・発行 静岡県暮らし・環境部県民生活課

静岡県葵区追手町9番6号

TEL: 054-221-3690

イラストは、一部『消費者庁イラスト集』

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/illustration/)
より転載しています。